

## 「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する 政令案要綱」に係る関係資料

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 一般の中小企業退職金共済制度の退職金額について                     | … 1 |
| (2) 制度改正後の基本退職金額                                | … 3 |
| (3) 現行制度を改正した場合の退職金額の比較                         | … 4 |
| (4) 参照条文  | … 6 |
| (5) 中小企業退職金共済制度の改正について（平成14年1月24日<br>労働政策審議会建議） | … 7 |

## 一般の中小企業退職金共済制度の退職金額について

### 1 改正後の中小企業退職金共済法

改正後の中小企業退職金共済法においては、一般の中小企業退職金共済制度における退職金の額に関し、次のとおり定められている。

(1) 掛金納付月数12月未満は掛捨（法第10条第1項）

(2) 退職金の額は掛金納付月数の区分に応じ定める（法第10条第2項）

① 12月以上23月以下（掛損）

被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあっては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）。

② 24月以上42月以下（掛金相当額）

被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額。

③ 43月以上（利回りを加えた額）

次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額。

ロ 付加退職金

(3) 付加退職金

年度ごとの剰余を原資（前年度の運用収入のうち厚生労働省令により算定した額）として、被共済者の退職時に（2）③イの額に上乘せして支給するものであり、その額を算定するための支給率は、前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が定める（法第10条第4項）。

### 2 改正後の中小企業退職金共済法に基づき、政令で定められる額

(1) 掛金納付月数が12月以上23月以下の場合

掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた区分掛金納付月数に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額（退職が死亡による場合にあっては、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）とする。

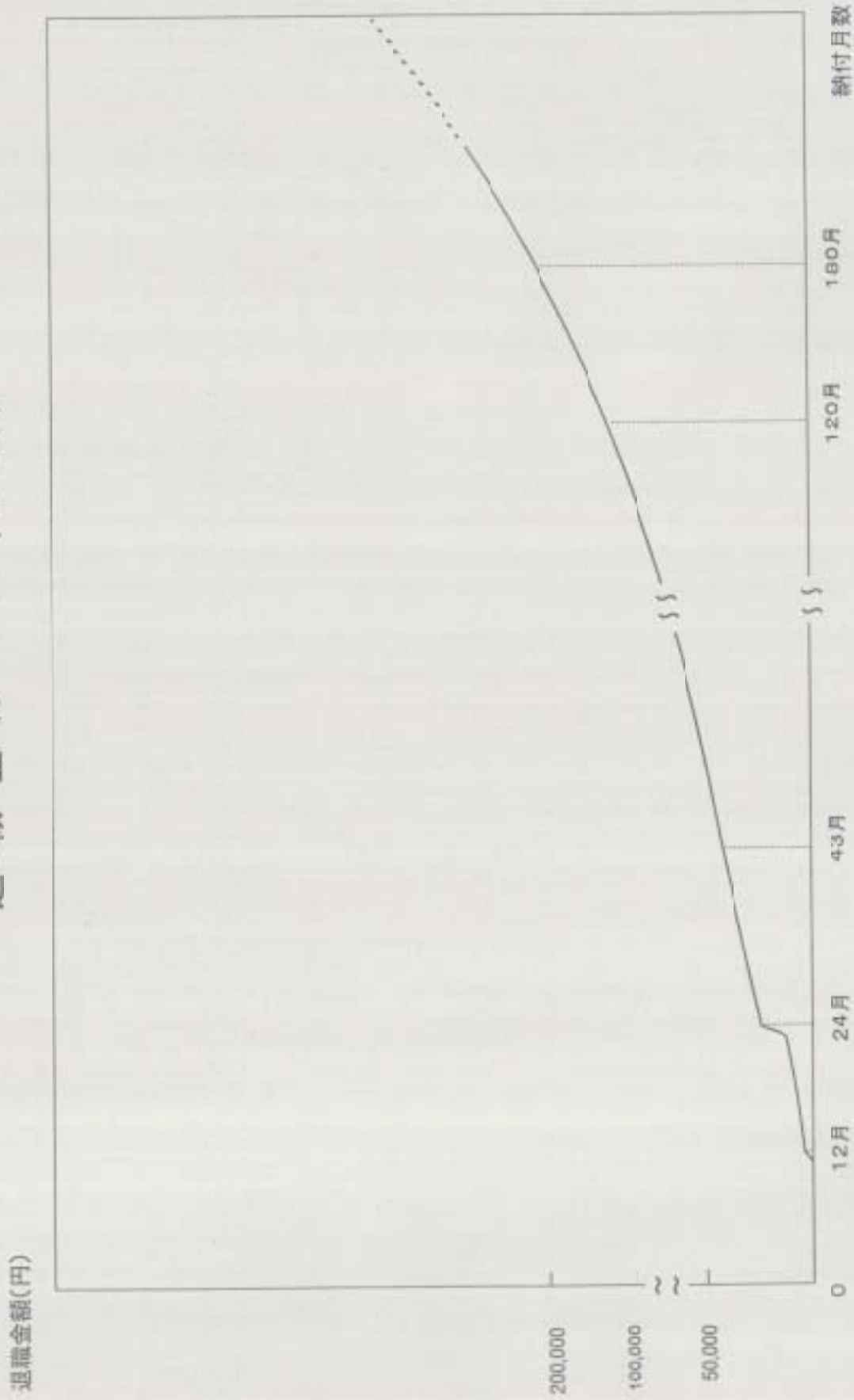
(2) 掛金納付月数が24月以上42月以下の場合

千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額とする。

(3) 掛金納付月数が43月以上の場合

区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額とする。

# 退職金カーブ (1.0%)



(注) 退職金額は、掛金月額1,000円当たりの額である。

## 制度改正後の基本退職金額

(単位 円)

納付年数	現行3.0%	改正案1.0%
0年	0	0
1年	3,600	3,600
2年	24,000	24,000
3年	36,000	36,000
4年	48,600	48,170
5年	63,200	60,820
6年	78,800	73,710
7年	93,400	86,760
8年	108,400	99,950
9年	124,000	113,230
10年	140,800	126,560
11年	157,000	139,910
12年	173,800	153,450
13年	191,600	167,180
14年	209,800	181,060
15年	229,000	195,000
20年	330,200	266,660
25年	447,400	342,080
30年	582,400	421,310
35年	738,600	504,580
40年	919,200	591,790
45年	1,128,200	682,630

(注1) 基本退職金額は、掛金月額1,000円当たりの額である。

(注2) 基本退職金額に付加退職金を加算した額が退職金額となる。

(注3) これまでは、別表にある掛金月額1,000円当たりの退職金額は100円単位であったが、今回より、予定運用利回りが低い中で退職金の増加額が逡増するようにするため、10円単位の設定としている。

## 現行制度を改正した場合の退職金額の比較

○ 掛金月額9,000円を10年間納付した場合

平成4年11月に加入して、 平成14年10月に脱退した場合  1,314,000円	平成9年11月に加入して、 平成19年10月に脱退した場合  1,169,010円	平成14年11月に加入して、 平成24年10月に脱退した場合  1,139,040円
--	--	---

(注1) 現行制度を仮に平成14年11月1日に改正した場合の金額である(算定方法については別紙参照)。

(注2) 退職金額は基本退職金のみを金額としている。

(注3) 予定運用利回りは以下のとおりである。

平成4年11月～平成8年3月	5.5%
平成8年4月～平成11年3月	4.5%
平成11年4月～平成14年10月	3.0%
平成14年11月以降	1.0%